

## 日本のアーカイブズとその未来

松岡資明

日本経済新聞の松岡です。よろしくお願ひします。

先程の経歴の所に関連するんですが、実は、私はこのアーカイブズを取材するようになって、まだそんなに経っておりません。五年か六年ぐらいいしか、まだ経っていませんので、先ほど館長が説明して下さいなんですが、日本のアーカイブズがいかに後れているかというシンポジウムを、二〇〇二年の一月だったと思うんですけど、学習院大学で、そういう国際シンポジウムがあつて、それを取材に行ったのが、そもそのきつかけということであります。それは、国文学研究資料館という、いわゆるアーカイブズ系の研究者が何人もいらっしやる研究機関がありますが、そこに、たまたま私が古文書の話を取材に行きまし

たら、つまり古文書が、今、中高年層に読まれていると言いますか、勉強したがっている人がたくさんいるという話を書いたんですけど、その時、たまたまこういうシンポジウムがあるから来ませんかということ、取材に行ったら、日本は外国に比べて、記録管理がおくれているという話が出てきて、これは大変だなと思って、記事にしたというのがそもそのきつかけです。

ただ、福田さんが何故それを読んで懇談会を始められたかという、実はこの連載、連載と言いますのは、前の方の二〇〇五年の連載に、そのくだりが出て来るんですが（シリーズの第一回目で六月六日に掲載）、前官房長官という肩書きで写真が付いた記事があります。実は、ご自身で

体験をしていたということがありまして、まだ国会議員になる前ですが、福田さんは石油会社に勤めていらしたんですけれど、自分のお父さんの福田越夫さんの後援者からですね、前橋の近くにあった学校法人の経営者の方らしいんですが、その方が、その終戦直後の写真を欲しいと。それは記念誌を作ろうと思って福田さんにお願ひしたらいいんですが、どこを捜してもない、つまり前橋市に聞いてもないし、県に聞いてもないというんで、たまたまアメリカに出張に行った時に、中林さんも行かれたというNARA（国立公文書館）に行つて前橋周辺の写真というのを捜したらしいんです。そうすると、これは福田総理からお話を聞いたんですけど、僅か十数分くらいで写真が一〇枚くらい出てきた。それも大したお金を払わないで、一〇枚くらいの写真を入手して、後援者の方に手渡した。今から二〇

れてからは、まだあまり表だつて出てきていないんですけど、色々、水面下と言いますか、準備が始まるうとしている段階です。それはまた、後程お話の中で少し説明したいと思います。

年以上前にそういう経験をされた。そういう経験があつたものですから、たまたま記事で日本が公文書館で遅れているんじゃないかという話を讀んだということによって、その記憶がさつと蘇えつた。それはやっぱり大変な事だと、日本でも、そういう公文書館制度というものを、きちんとしなきゃいかんということを改めて思われたということでした。それで、今、ご存知のように内閣府に懇談会が出来て、少しずつ前進している、特に福田さんが首相になら

今日のお話は、先ず、この日本の文化といえますか、特に行政に関連する文化というか、その特色ということについて言うと、どうも、こま切れ、ぶつ切り、脈絡がないといえますか、よく批判をされる訳ですね。特に、農政なんかはその典型なのかも知れませんが、最近で言いますと、商業施設の郊外自主規制というのがありまして、これは昔いわゆる大型店が、市街地へ出展するのを規制して、その結果として、郊外に店が出た。そのために、今度は逆に、市街地にいわれるシャッター商店街というのが出来て、それを改めることが今度は急務になった。ということ、僅か数十年の間に、こういう一八〇度違うような行政をせざるを得なかったというような事を、実際問題としてやっている訳ですけど、何故そういう事が起きるのかということを考えてみると、やはりその過去の記録をきちんと保存して、それを行政に生かして来なかったからではないかという風に思わざるを得ないんです。それが、最近の連日、新聞とかテレビを賑わしている年金記録の最大の問



講演中の松岡氏。聴講者は、市町村職員、県職員を中心におよそ70名であった。

のではないかと思うんです。それが、決してそうではない、やはりそういうメモも、いわゆる公文書に入るんだということを示した、初めての判断であったということ、これからは公文書を捉える場合に、こう言ったものをきちんと視野に入れて行かなければならないという意味で、非常に大事な問題ではないかと思ひましてここに取り上げました。

実はもう一つの「資料1」の左の方にありますのは、外務省というのは、ご存知の方も多いと思うんですが、いわゆる外交渉がありますので、どちらかというと秘密主義の役所として、非常に沢山の資料を持っていながら、開示請求に応えないということの代表格みたいな気がしています。それが、この東京地裁では、その開示、非開示の判断すら時間稼ぎで、なかなか判断しなかった事に対して、それはいけない事だということを言った訳ですけど、そういう開示請求に対して消極的な省庁に対して、裁判所は批判をしたという意味で、やはりこれもこれから大事な要素になって行くんじゃないかと思ひます。つまり、そういう事を、世の中全体として見ると、こういう記録というのに対して、従来以上に気を付けて対応して行かなければならないし、それが、いわゆる民主主義に対して非常に大

題だと思ひますが、この間、葉害C型肝炎の感染者リスト、これは救済法案が成立して一応一件落着という方向になったんですけど、こういうことを含めまして、とにかく記録にまつわる色んな話がいっぱい、この半年、一年で出てきた。例えば、皆さん、もうお忘れかもしれないんですが、郵政公社が取引記録を七四〇万件廃棄してしまったという事件が、実は去年の八月にあったんです。こんな事、ほとんどの方はもう覚えていないというくらいに、連日、記録を紛失したとか、無くなったとか、という事案と云いますか、問題が頻発しているというのが現実ではないかと思ひます。

それで、これに関連しまして、「資料1」と書いてあるのがありますけれど、実は、去年の暮れにちょっと社会面に出た記事なんです。ちょっと目に留まったものですから、ここに資料として提示させていただきます。これは一つは、警官メモに対して開示命令が最高裁で出たという問題と、もう一つは東京地裁が外交文書の開示措置に対して、放置しておくのは違法であるということ、判断したという事例なんです。この最初の方の問題というのは、通常今まで、公文書というのは、単にこう言う警官の取調べに關連するメモというのを、多分対象に考えられていなかった事なことであるということ、尚更、これから強く肝に銘じておかなければいけないのではないかという気がいたします。

ただ、そうは言いながらですね、先ほどの年金記録の問題とか、C型肝炎の感染者リストの放置問題とか、実際の問題として、いわゆるアーカイブズ、私は（アーカイブズを）記録資料というものをアーカイブズと表現しておりますが、記録資料の問題と言ひますのは、実は非常に幅が広くて深い。その為に、ここに資料としてお見せしましたけれども、こういう記事を一つ二つ記事に書いてもなかなか読者に伝わらない。つまり、アーカイブズの全体像というのは、なかなかつかみ難いということが、この五年六年くらいの間に分かって来ました。要するに、色んな形でアーカイブズというものを取り上げて紹介しないとなかなか理解してもらえないなという事があります。それで、二〇〇五年に連載企画を二〇回、その後に去年の二月ですが、同じ様に二〇回連載したんです。例えば、これは国会なんかでもよく出て来るんですけど、色んな手を使ってアーカイブズの重要性を認識してもらおうということの一つの手段として、これは実際去年の一〇月の参議院予算委員会でも出た数字なんですけれど、浜四津敏子さんという公明

党の代表代行の女性の質問に対して、福田さんが答えた数字なんですけれど、四二対二五〇〇という数字を出しました。何かと言いますと、二桁数字が違うんですが、前者は国立公文書館の職員の数でありまして、二五〇〇と言いますのは、先程言いましたアメリカの国立公文書館の職員の数なんです。このくらい違うんですということを政治の場でも使い、我々記事の時には、これ以外に、例えば五〇対三八〇〇という数字を出しました。これは何かと言いますと、日本のいわゆる公立の公文書館、つまり都道府県立と市町村立、まあ政令指定都市を含めて五〇くらい今あります。これに対して中国、日本とは少々違う意味合いがあるので、全く同列に比較する訳にはいきませんが、中国の場合、政府レベルの檔案館の数が三八〇〇ある。これも二桁違うんですけれど、これくらい数字的に見た場合違うんですということ、ことあるごと記事に使ったり、こうした講演会で使わせて頂いております。

そういう事を何回も何回も書いて来ると、会社の中でも、最近、やつと書いている記事、アーカイブズの意味が分かって来たよということや言われ、しつこく書くのは大事な事だと感じます。多少なりとも賛同して下さる人が、何人か出て来まして、それに意を強くして、この連載記事

ちゃいけないという風な事を市長が言ったものですから、一体どうすればいいのかということ、非常にとまどったということ。何故、そんな事を市長さんが言い出したかと言いますと、実は、ここに、三角町、旧三角町には三角港という大きな港がありまして、この港というのは、明治の初年の頃に出来た港なんです。当時、日本を代表する様な大きな港の一つだったということなんです。実は、それが一八八七年に出来たんだそうですけれど、その百周年の記念で、オランダで一連の記念行事をするということが一九八七年にありまして、その時、この阿曾田さんは県会議員の時代だったので、歴史好きな方なものですから、是非その港の歴史を調べようと思つて、その三、四年前にオランダに行って色々調べて回つた。そうしたら、先の福田さんじゃないんですけども、とにかく日本では何の手がかりも無かった港なんですけれども、実はオランダに行ったら、オランダ人の設計者の資料がそっくり、アーカイブズに保存されているということが分かった。そこで、どんな物を設置したのかとか、家族、家系とか色々な事が分かった。それでまあ非常にびっくりして、一つのレポートにして、後援者とかそういう人たちに配つたらいいんです。それが非常に評判を呼んで、一九八七年に行われた記念式典は、非常に盛り上がったということです。こ

を二〇回、二〇回、計四〇回ですけれど、まあ書かせてもらったという次第です。

今日は、この連載に関連しまして、取材しながら書いていなかった話とか、その裏話と言いますか、そんな事を含めて全体像が分かる、理解して頂ける様な形で紹介したいと思えます。まず、去年掲載しました連載の第二回目ですけれど、熊本県の宇城市というのがございます。ここは、二〇〇五年の一月に出来たばかりの非常に新しい市です。不知火町とか三角町とか五つの町が合併して、宇城市という新しい市になったのです。その阿曾田清さんという市長さんが、元々この方は参議院議員をいらつしやいまして、県知事選にも出たことがある、僅かの差で当選がかなわなかつたらしいんですが、この方が市長になりまして、去年から、夏の頃だったと思うんですが、突然アーカイブズということはこの市ではやりたいということ、市の広報誌に書きまして、それで職員は大慌てをしまして、市長、一体何ですかということ、それを命じられた人は、一体何をしたらいいのかと非常に青くなつたんです。ご存知のように公文書というか、いわゆる文書そのものは、何年かの保存期限が過ぎたら、基本的には棄てるということが通常で、そういうのが当たり前、それが捨て

のオランダ人は、ローウェンホルスト・ムルグラーという人だそうですが、沢山、日本で港とか運河とかそういうものを設計している人だそうです。それに関連する市町村の担当者は、その事を、その方から教えてもらつて、非常に喜んだという様な逸話もあった様です。そんな事もあつて、言い出した訳ですけれど、実際に教育委員会の文化課の方が、担当者になりました、それで市長が、おまえら率先してアーカイブズをやれと言われたんです。実はこの前、二回目の取材にお邪魔してお話を伺つてきましたけれど、その一年前に行つた時と随分違ひまして、今回は実に明るい顔をしておられました。その前に伺つた時は、本当にどうしていいか分からないという状態とまでは言いませんが、市役所全体で課が八〇くらいあるんですけど、どうやって説得しようかと困つていた状態でした。やつと市庁舎の中は納得してもらつたという状態で、了解してくれるようになって、少しは物事が前進しましたということをおっしゃっていたんです。とにかく、最初はアーカイブズのあの字も出せない。何を言つたかと言いますと、一八年度に棄てる文書をとにかく棄てないで下さい、ということだけを、毎日のように叫んで庁内を歩いていました。それで、おとしの十一月頃からダンボールを用意して、とにかく棄てる予定のものは全部ここに入れてくれ、というこ

とを全課に毎日のように訴えて、ダンボールに入れても  
らった。それが一応、全体で千箱くらいあったらしいんで  
すね、去年の春の段階で。それを、実際にシルバー人材セ  
ンターにいらっしやった方、一人はこの五つの町の内の一  
つの町の職員だった方ですが、その人と、もう一人はNT  
Tで文書管理をずっとやって来られた方、この二人の方  
に、要するにボランティアですね、ボランティアで入って  
もらって、とにかくそれを選別する作業をした。三段階に  
選別して、千箱の段ボール箱が、今一五〇箱くらいになっ  
たという風なお話をされました。

そういう取材をして記事に書いたんですが、なにせ全国  
非常に広いもんですから、取材がカバーしきれなくて。こ  
の宇城市の隣に宇土市というのがあるんですね。この宇土  
市が実は結構一生懸命やっていると、取材が終  
わった段階で気が付きました、恥ずかしながら。ですから  
記事には出来なかつたんですけど、色々後からお話を聞い  
てみたら、実はこの宇土市は、文書管理条例というのを全  
国で始めて作った市であるということが分かりまして、記  
事に書けなかつたのが非常に残念だったなと思つたんです  
けれど、出来たのは平成一三年ですから、もう七年前です  
ね。全国初の文書管理条例というものが出来ていたという

いる方々というのは結構いるものでして、多分これは皆さ  
んあまり御存知ないのかもしれないのですけれど、例えば  
一つの例を挙げますと、科学博物館の中に産業技術史資料  
情報センターというのがあります。それは〔資料2〕に書  
いてあります。六年まえの記事なんですけれど。実はここ  
では産業技術史資料情報ナショナルセンターとなつていま  
すけれど、ナショナルが取れまして技術史センターになり  
ました。これは例えば科学博物館のホームページを見て  
も、すぐには出てこないんですね。何故かと言いますと、  
元々は科学博物館というのは上野に本館があつて、新宿に  
分館があるんですけれど、その新宿分館の方で練つていた  
プロジェクトでして、まあ簡単に言いますと、日本の近代  
化を支えた工業と言いますか、工業製品を、それが実際に  
どんな風に発明されて発展して来たのかということ、  
トータルとしては殆ど分つてなかつた。これを、今の内に  
まとめておかないと、いわゆる技術の発達史と言いま  
すか、どう言う形で発展して来たのか全く分からなくなると  
いうことで、二〇〇〇年の頃から始まつたんです。色んな  
工業製品を、三〇〇くらいに大分類しまして、そういう工業  
製品がどういう形で生まれて発展して来たのかということ  
を、全部調べてみたということです。これを、実際の物と  
文献資料というものを全部集めて、センターを作ろうとい

ことです。その一部を紹介しますと、ホームページでも公  
開していますから、お暇があればぜひ、ご覧頂ければと思  
うんですが、その第一条に、市が保有する情報は市民の財  
産であるということが書かれていまして、つまり公文書と  
いうのは、市民のものであるということ、はつきりとう  
たつたというのが、この条例の非常に大きな点じゃないか  
と思うんです。何条にも渡って出来ておりますけれど、と  
にかく文書は組織として管理して、決して私的な管理をし  
てはならないと、そういう事をですね、条例の中にきちん  
とうたっております。その後そういう条例を備えた市町村  
というのは、北海道ニセコ町ですとか、最近では大阪市が  
昨年ですか、作っておりますけど、まだ本当に片手で数え  
られるほどであります。しかも大阪なんかの場合は、実は  
前の市長さんがこう言う問題は非常に大事だということ  
で、言われたそうなんですけど、やはり選挙の争点には全  
くならなくて、去年の十一月の選挙では落選されてしまつ  
た。勿論、民主党と自民党の大きな問題、渦の中という  
ことなんですけど、やはりそういう公文書の管理なんて言う  
問題は、まだまだ一般の市民からすると、実に遠い問題な  
のかなあと思つてがっかりしました。

しかし、実際にそのアーカイブズを、人知れずにやつて  
うのが、元々の構想でして、まだ途中の段階で、調査が一  
応大体完了したという形になっています。いままで九巻く  
らしいの報告書がまとまつておりまして、データベースと言  
いますか、製品分野別の完全な物ではないんですけど、  
データベースが一応動いているという状況です。これが基  
になりまして、日本の技術革新というタイトルで、今国際  
シンポジウムが開かれるまでになりました。つい去年の  
一二月、第三回目のシンポジウムが開かれたのですが、  
やはりこれから日本の進むべき道を探って行く時に、過去  
に日本がどういう技術開発をして来たのかということ、  
きちんと製品と文献を含めて、こう言つた資料を持つてい  
ないと、日本がこれからどういう方向に進んで行くか考え  
た時に、手がかりがないんじゃないでしょうか。ただし、  
これがやつと形を成して来ましたので、多少なりとも、こ  
れからの日本の将来にとって、大きな力になって行くのか  
もしれないなと思つているところです。

例えば、その中に、皆さんもよくご存知だと思つて  
います。オーラルヒストリー、口述記録というのがあるんです。  
実は、技術開発の分野でもオーラルヒストリーが盛んにな  
つて来ておりまして、オーラルヒストリー研究推進委員  
会というのが、この関連のワーキンググループとして出

来ております。例えば、応用物理学会、情報処理学会、映像情報メディア学会とか、まあ七つぐらいの学会が研究委員会を作っております、それぞれの学会が先進的に技術開発を進めた人、六〇人ぐらいを選び出して、この人達は何回もインタビューして、記録を作るといふ様なことをプロジェクトとして進めております。これはまだまだとまった訳ではないのですが、これがまとまると非常に面白い事になるんだろうと期待しております。アメリカなんかは、昔から、こう言ったオーラルヒストリーの技術なんかも非常に発達している様でありまして、この推進委員会の方々に聞くと、アメリカには、OHA、オーラル・ヒストリー・アソシエーションという組織まであって、例えば、インタビューをする際に、インタビュアーがどこに座るか、インタビューされる相手に対してどういった角度で座ったらいのか、とかそんな事まで研究しているんですよと、そういう話をされておりました。そういう意味で、日本はまだまだこれからだなという気はするんですけど、しかし、そういう事が日本でも起こり始めています。実は、今回の連載の中で書こうと思っていたんですけど、まあ書かれちゃ困るという事で記事に出来なかつたんですけど、日用品大手の花王ですね。花王が、こういうオーラルヒストリーを製品開発の面だけではなくて、販売

戦略を立てる時に使おうとしている。ああいうメーカーは、販売会社を作ったり、統合したりということをするんですけど、実は、販売会社を作って何年かして統合した事があるんです。それを統合した事によって、どんな事が起きたかということ、記録に残そうということをやつてまして、なかなか面白い話だなと思って取材したいということをお願いしておつたんですが、残念ながらまあ企業秘密に属する事なんだろうと、教えては頂けなかつたんですけど、そんな事も、民間の中では行われるようになっていきますということを、お伝えしておきます。

これもまた全然違う分野なのですが、次のページの「資料3」というのがありまして、これは外邦図というものです。要するに、戦前と言いますか、明治の初期の頃から行われて来たんですが、日本以外の、日本の領域外の地図、まあある意味では戦争、侵略に備えて作つて来た地図ですし、参謀本部が意図的に彼の地に渡つて測量して来るとか、既にある地図を日本人が読めるように書き換えるとか、そのような様々な手段で作つて来た地図です。北はシベリア、アラスカ、西はアフガニスタン、南はオーストラリア、東はアメリカの西海岸という所までカバーする様な地図にして、大体、今まで分かつた範囲で言いますと一万

数千種類くらいあるらしい。ただ、色々な形で入手した地図なものですから、縮尺率も色々ありまして、二〇万分の一の地図があるかと思えば一万分の一もあつたり、五万分の一もあつたりということ、非常に種々雑多な地図なんですけれども、これがずっと関係者の間でも知られずにいた。まあある意味では、侵略の一つの資料になつた様な物なんです、なるたけ表に出したくなかつたというところがあるのかも知れないんですが。実際には、終戦直後に一人の参謀が、あの時はそれこそ色々な資料を大量に、特に軍関係の資料をたくさん燃やしたんですけど、一人の参謀がリヤカーに積んで、大学の、これは東大と東北大の地理学者ですが、とにかく保存しろということ、何かもう秘密裏に、地図を大学の研究者に託して、消失するのを免れたという事実があります。それが今、東北大とかお茶の水女子大、京大とか、その辺りを中心として、全国二〇〇ぐらいの大学に分散されて所蔵されている。で、これが今まで、何故そのまま知られずにいたかという、最初の内は、折角の地図ですから、秘匿資料と言いますか、あまり表に出してはいけないなどということ、保管していたんでしょけれど、そのうちどんどん年月も経って、誰もその存在を忘れてしまつていた。それが東北大学で、構内の建物を改築するという時になつて初めて出て来まして、それで大変な

地図があつたということがやつと分かつて、これが本当に七、八年前のこと。それで、実はそういう地図の研究者を中心として、この研究会が四、五年前に出来まして、年一回とか二回とか集まつて、どういう地図があつたのかということ、研究して来た。その結果、先ほど申し上げました様に一万数千くらいあるということが分かつたんですが、今この地図がアジアにとつても大きな意義を持ち始めたのです。何故かと言いますと、例えばインドネシアなどで精密測量に基づいた地図がまだ完全な形では製作されていません。また中国のように地図をなかなか公開しない国もあります。ですから今でもこの地図は、十分使える現役の地図なんです。しかもですね、大体五〇年から一〇〇年くらい前の地図なものですから、当時の植生とか、どう言う土地利用をしていたかということが、非常によく分かる。環境研究にとつても、非常に大きな参考になる資料であるということ、実際にこの外邦図を使って環境評価をされている中国、韓国、インドネシアの研究者が何人もいらっしゃる。そういう方々が今、日本に来て研究をされている。誰も知らなかつた秘密の資料が、僅かこの七、八年の間に、これだけ国際的にも評価されるだけの物に成つたという意味では、非常に大きな意味があつたんじゃないかと思ひます。

そういう意味で言いますと、次のページに出てきます林政史と言いますのは、国有林資料ということになっていきますけど、大きな広がりがある。これはたまたま、林野庁が二〇〇〇年の頃に組織統合を行いまして、それまで営林局という言い方をしていたんですけれど、全国一四あつて、いわゆる営林署というのは全国二〇〇くらいありました。それを七つの森林管理局に統合すると同時に、九八の森林管理署に組織替えした訳です。そういう中で、施設が余ったり、遊休施設が発生したんです。そうした遊休施設を覗いてみると、膨大な資料があることが分かった。通常ですと、これはもう捨てられてしまおうというか、まあ当然のごとく廃棄されてしまおうでしょうが、やっぱり営林署の中にはこう言う問題に対して、かねて関心のある人がいまして、資料は廃棄される危機にあるということを筑波大の先生とかですね、そういう方に訴えまして、そういう研究者の方が、二〇〇〇年の頃から調べまして、大変な資料があるということが分かったというのが、この記事です。中には、元禄時代からの資料があつたり、ですからまあ三百年以上の昔に渡る資料があつたり、それから、単に森林の管理というのではなくて、その森林の周囲にある村の生活史とかが書かれていたり、特に東北なんかは県土の半分と

こういう資料というのは、紙だったからある意味残っていたと言えることが言えるんじゃないかと思うんですが、実は、今現実に公文書をお作りになっている方々から聞きますと、多くのお役所では大体電子化されていまして、電子化した文書をどうやって保存するのかというところは、非常に大きな問題としてクローズアップされつつある。ただ、それについて言いますと、こうすればいいという解決策は、多分全然はつきりしてないと思うんです。紙の時代の公文書をどういう風に保存して行くかという問題が、多くの自治体、多くの省庁の中では、まだ未解決の段階で、こういう電子化の問題が出てきてしまったというところで、文書を管理して行くお立場にある方は、今までの過去の問題と、これから起こりつつある電子化の問題とどういう風にしていくかという二つの課題に直面するということになってしまったんではないかなという意味で、大変な時代になったんだなと思います。ただ、電子化の問題と言いますのは、まさに一朝一夕には、なかなか行かない問題なんですけれど、実際には、諸外国と言いますか、色々研究がなされておりました、例えばオーストラリアなんかに行きますと、公文書館が指導してデジタル文書保存のガイドラインというのが出来ているみたいです。これは二千ページくらいあるらしいんですが、こういうガイドラインを作っ

か、青森県なんかですと、もう半分以上国有林になっていきますので、そういう意味では国有林がどうであったかということは、全てに県の歴史と繋がって来る、そういう存在が明らかになったという段階です。ですから、中身については、全くこれからのということが書かれていて、どういう研究に役に立つのかということは、まさにこれから始まる訳なんです。ただ、少なくとも、一つの森林管理局に、最低でも三千以上の資料があるということが分かりましたし、例えば、九州の熊本なんかですと、今判っているだけでも一万点以上あるということが分かって来たということなんです。ただ、問題はこれだけ膨大な資料を、じゃあどこが一体管理するのかというのが、この四月に書いた段階では、はつきりしていなかったんですけど、どうもこれについても、福田さんが読んで、国立公文書館に何とかしろとおっしゃったという風なことを聞いております。それで、多分国立公文書館で保管することになるらしいんですけど、まだ私はくわしくは聞いておりません。ただ、国としても、これだけの資料を放つといはいけないなということが分かって来たということなんです。そういうきっかけを提供したということでは、非常に意味があつたかなと思うんです。

ていたり、カナダへ行けば、国立公文書館と国立図書館が統合している。これはまあ、統合して円滑に行っているのかというと、必ずしもそうではないんですが、実はそういう統合をせざるを得ない状況に置かれているということが大事じゃないかと思えます。それは何かと言いますと、やはりデジタル化ということにして、実はこれに国立公文書館と図書館だけではなくて、博物館を加えたミュージアム、ライブラリ、アーカイブズの頭文字をとってMLAという言葉が、最近非常によく使われるようになって来た。それは、三者が連携を取り始めて動き出しているということを表しております。例えば、イギリスなんかでは、もう二〇〇〇年の頃に出来ているんですが、MLA協議会というものが、これは一種の政策諮問委員会、今までそれぞれ別個にあったんですけれど、やっぱり、一緒にして物を考えないと対応出来ないんじゃないかということで、こういう組織が出来ている。あと米国だと、博物館と図書館が連携して何かを作ろうということが非常に盛んになっております。というのは、話が外れてしまってますけれど、アメリカなんかの場合は、博物館に対する金銭的支援というものは、あまりないんですから、それを具体化しようというのか、一種のコラボレーションによって、お金を出すぞうということなんです。図書館と組み合わせて、デジタ

ル資料ということで、例えば、カンザス州とか、ワイオミング州など四州では、今共同プロジェクトで、デジタル資料を作るというプロジェクトというのが動いている。これは主に歴史資料とか地域資料、そう言った物に役立つ様な物である。それを提供する先というのは、主に教育機関、学校が中心です。同じ様な事が、ヨーロッパでは、全体で動くと同時に、それぞれの国でもありまして、それぞれの国が、デジタル化によって、MLAを統合して行こうという動きが非常に盛んになっている。何故こういうことをするのかというと、よく言われる言葉として出て来るデジタルデバイス、つまり情報格差です。これからその格差がどんどん拡大して行くんじゃないかということが、ヨーロッパの中で非常に心配されている。それをなんとかカバーして行く必要があるということと同時に、ヨーロッパでは、やはり文化遺産というものを、これから、国際競争をして行く中で、文化遺産を大きな「武器」にしていこうという考え方がありまして、その為にはデジタル化した資料をヨーロッパの文化遺産として、きちんと整えて行こうという、この二つの観点から、非常に熱心に、今デジタル化が行われているということです。

そうなりますと、いわゆる公文書とは離れてしまうんですが、一つの非常に大きな要因であつたと思うんです。今度、民主化政権から保守政権に変わりますが、そうなるのと、この問題なんかはどうなるのかなということ、そこに来ていらした、大学教授に聞きますと、実は、今度の李明博（イ・ミョンバク）大統領が、そういう問題に対しても非常に前向きに取り組んでいる方だと、保守政権になつたと言つても、逆にもっと進むではないかという様なことを聞きまして、益々、日本としてはこのままでいいのかなど、安閑としては本当にいられないではないかという思いを非常に強くしております。

日本のこれからはどうなるのかということは、非常に心配なんですけれど、今回連載の中で、一回目の問題から七回目等々に、一回目にもちょっと出て来るんですけど、法的な整備をまず急がなければいけない。公文書に關して言いますと、少なくとも日本には文書管理法というものが無いということですね。あつても、先ほど申し上げました条例とか、あと、いわゆる訓令、規則そういうものではない。それが、特に省庁、先程外務省の問題を申し上げましたけれど、やはりなかなか、そういう資料をオープンにしない、と言いますか、自分の所に抱え込んで、外には出さないということが、体質として根付いてしまつてい

すけれど、今現在、実際に作られている、いわゆる文書と言いますか、情報と言いますか、そういうものが、過去と決して切り離せない、つまり同じ時間軸で繋がっているという認識を持たないと、つまり、今と過去とは別なんだという発想では、こういうことを進められないという意味で、日本としてもそういう意識を持つて、事に当たつて行かなければいけないんです。が、例えば今、政府が進める、二〇一〇年度を目標とする電子政府ですね。電子決裁なんかは、熱心に謳い上げておりますけれど、そう言った記録をどう言った風に保存するかという問題に対しては、殆ど、少なくとも、こう言う報告書を見る限りでは、あまり意識してないんじゃないかと思わざるを得ないような状態で、非常に寂しいという危機的じゃないかと思えます。去年の一二月に、静岡大学で、こう言うMLAの領域を超えた、デジタル問題についてのシンポジウムがあつたんですけれど、やはりその中では、最初にご紹介した、韓国、中国あたりが、非常に熱心にやっております、中国では、いわゆる図書をデジタル化するスピードが、一日に二〇万ページだということですね。全力でデジタル化を進めているという韓国でも、国立デジタル図書館というのが、今年の年末に出来上がるんですが、韓国の場合、日本と違いアーカイブズが非常に進んだのは、民主化したというの

るんではないか。そういうものを改めて行かないと、過去の知識と言いますか、そういうものが決して将来に生かせない。その為に、やっぱり文書管理ということを、本質的にきちんとしなければいけないのではないかと、ここで、これは特に、国会議員、与党の国会議員が中心になつて緊急提言をしました。そういう事で、少しずつ、今内閣府や総務省が協力して、法律制定の為に、準備をし始めたということなんです。ただ、これは直ぐ簡単に動くような案件ではございませんので、多少時間がかかると思っています。実は最後に、内部統制という言葉を書きましたけれど、民間企業では、この四月から二つの法律に基づいた形で、内部統制が始まります。一つは会社法で、もう一つは金融商品取引法という法律なんです。簡単に言うとなんか不正をさせない、不正をなるといふこと、この中で、一番強く出しているのが、やはり文書管理ですね。まだどちらかというと、企業の現実の反応というのは、なんかその文書管理をしないでいけなくて面倒くさいな、というのが、今の段階での反応なんです。しかし、アメリカでの実際の例を聞きますと、やはりきちんと本当に文書管理をして行かないと、色んな所で、例えば犯罪に問われたりする。そういう事が十分起こり得るということは、数年先行しているアメリカ

の場合などでは、出てきておりますので、日本も遠からずそういう問題について、きちんとした対応をせざるを得なくなるだろうということです。

公の場面で言いますと、公文書管理法という問題。そしてもう一方で民間の内部統制によって、文書管理というものがいかに大事かという気分が醸成されて行くんではないかと思えます。今後、遅れている日本の現状を、多少なりとも変えて行く可能性があるかな、ということ、この二つの問題が、どういう風にこれから推移して行くのかということが、日本のアーカイブズにとって、世界の、特に先進国の、そういう国と比べて、遜色のない形になって行くかどうかというのは、その辺りにあるんじゃないかなと思つて、取材活動の中で注目して行こうと思います。

そんな事で、簡単なお話なんですが、現状とこれからの課題についてお伝えしました。

どうもご清聴ありがとうございました。

同文は、平成二〇年一月一八日に開催した、平成一九年度公文書等資料保存研究会（鳥取県立公文書館主催）の講演録である。掲載を許可いただいた日本経済新聞社編集委員の松岡資明氏には、あらためてお礼申し上げます。